

事例5 エヌエックスピー・セミコンダクターズ・エヌバイとフリースケール・セミコンダクターズ・リミテッドの統合

第1 本件の概要

本件は、①半導体の開発及び製造販売業を営むエヌエックスピー・セミコンダクターズ・エヌバイ（本社オランダ。以下、同社が属する企業結合集団を「NXPグループ」という。）の子会社と半導体の製造販売業を営むフリースケール・セミコンダクターズ・リミテッド（本社イギリス。以下、同社が属する企業結合集団を「FSLグループ」という。）が、フリースケール・セミコンダクターズ・リミテッドを存続会社として合併し、②合併後の会社の株式をエヌエックスピー・セミコンダクターズ・エヌバイが全部取得したものである（以下、NXPグループとFSLグループを併せて「当事会社」といい、当該合併及び当該株式取得を併せて「本件行為」という。）。

関係法条は、独占禁止法第10条及び第15条である。

（参考）海外競争当局との連絡調整

本件については、米国連邦取引委員会、欧州委員会等も審査を行っており、当委員会は、米国連邦取引委員会及び欧州委員会との間で情報交換を行いつつ審査を進めた。

第2 一定の取引分野

1 商品範囲

当事会社は、半導体の製造販売業を営む会社であり、当事会社が製造販売する特定の商品間で水平関係にあるものが存在する。これらのうち当事会社のシェアがいずれも比較的高く、競争に与える影響が比較的大きいと考えられたRFパワートランジスタ（Radio Frequency Power Transistor）について検討した。RFパワートランジスタは、アンテナに高周波帯で電波を飛ばす特殊な半導体であり、携帯端末のための通信インフラ（基地局等）、レーダー、衛星等に搭載される製品に使用されている半導体である。

2 地理的範囲

上記1で画定した「RFパワートランジスタ」は全世界で販売されているところ、輸送費、関税等がほとんど掛からないため、国内外で価格差がほとんどみられず、需要者は国内外の供給者を差別することなく取引していること、供給者も需要者の所在する国を問わず取引していることから、「世界全体」を地理的範囲として画定した。

第3 本件行為が競争に与える影響

1 当事会社の地位

HHIは約4,300、当事会社の市場シェアは60%以上であることから、水平型企業結合のセーフハーバー基準に該当しない。

【平成26年におけるRFパワートランジスタの市場シェア】

順位	会社名	市場シェア
1	FSLグループ	約35%
2	NXPグループ	約25%
3	A社	約10%
4	B社	約10%
	その他	約20%
合計		100%

2 競争事業者の状況

競争事業者はA社、B社等が存在するが、いずれも市場シェアは10%に満たず、当事会社との乖離は非常に大きい。また、各社とも一定程度の供給余力を有していると考えられるものの、シェアの小さい事業者が多く、当事会社への牽制力としては十分ではない。

3 独占禁止法上の評価

本件行為後、RFパワートランジスタにおける当事会社のシェアは60%以上となり、競争事業者との間に著しい格差が生じることとなる。

しかしながら、本件については当初より当事会社から第三者への事業の譲渡が申し出られており、当委員会との議論も踏まえ、最終的に当事会社からは下記第4のとおり事業譲渡（以下「本件事業譲渡」という。）の申出があったことから、その内容を踏まえて独占禁止法上の評価を行うこととした。

第4 当事会社による本件事業譲渡の申入れ

当事会社からは、RFパワートランジスタに係るNXPグループの事業譲渡が以下のとおり提案された。

1 譲渡資産等

譲渡対象事業は、下記のとおりであり、現在NXPグループが保有しているRFパワートランジスタ事業の運営に関する全ての資産及び従業員を含むものである。

- ① 購入又は供給に関する全ての契約、研究開発に関する全ての契約、RFパワートランジスタ事業を運営するために必要な全ての記録及び全ての関係書類
- ② RFパワートランジスタ事業の運営及び同事業における製造及び販売に必要な全ての有形資産（同事業における製品製造のために利用されている製造施設等を含む。）
- ③ RFパワートランジスタ事業の運営及び同事業における製造及び販売に必要な全ての無形資産（同事業に独占的又は優先的に使用されている全ての特許及び技術、これ以外のRFパワートランジスタ事業に必要な特許又は技術のライセンス等を含む。）

2 事業売却先に係る要件

本件事業譲渡の中で、当事会社は次の5要件を満たす事業者をRFパワートランジスタ事業の売却先として、当委員会に提案するとしている。

- ① 譲渡先が、十分な経験及び能力を有していること
- ② 譲渡先が、当事会社と資本上無関係であり独立していること
- ③ 譲渡先が、譲渡対象事業を維持し、発展させるための財源、専門性及びインセンティブを有していること
- ④ 譲渡先が、譲渡対象事業の取得によって、日本における競争上の懸念が生じるおそれがなく、本件事業譲渡が遅れるリスクを生じさせるおそれがないこと
- ⑤ 自らが提示した譲渡先について、当委員会がその適格性について承認を与えるまでは、当事会社間の統合を行わないこと¹

3 譲渡対象事業の競争力及び継続性の維持

譲渡対象事業の経済的な成長可能性等を保護又は維持し、譲渡対象事業の潜在的な競争能力の損失リスクを最小限に抑える。

4 譲渡対象事業の分離独立性の維持

譲渡対象事業をNXPグループの継続する事業から分離させ、同対象事業の分離独立性を維持する。

5 機密情報の非共有化

NXPグループと譲渡対象事業者間で機密情報が共有されないようにあらゆる措置を実行する。

第5 本件事業譲渡に対する評価

本件事業譲渡によるRFパワートランジスタ市場のシェアへの影響は下表のとおりである。

	本件行為前		本件行為後	
	FSL グループ	NXP グループ	本件事業 譲渡なし	本件事業 譲渡あり
RFパワートランジスタ	約35%	約25%	約60%	約35%

上表のとおり、本件事業譲渡が履行された場合、RFパワートランジスタ市場において、当事会社的一方であるNXPグループのシェアがそのまま譲渡されることから、本件行為による当事会社の市場シェアの増加はなく、結果、RFパワートランジスタ

¹ その後、当事会社から提案された事業譲渡先について検討を行った結果、本件事業売却先に係る要件を満たし、事業譲渡先として適格であると判断した。

市場におけるシェアに関して変動はない。

また、NXPグループが譲渡する中身としては、上記第4の1のとおり、RFパワートランジスタ事業に関係していた従業員を含め、これまでNXPグループが行っていたRFパワートランジスタ事業をそのまま切り離して譲渡するものであり、譲渡の内容としては十分なものであると考えられる。

さらに、譲渡先については、上記第4の2の各要件を満たしていれば、RFパワートランジスタ市場における独立した有力な競争事業者となると考えられるが、当事会社は、当該要件を満たす譲渡先にRFパワートランジスタ事業を譲渡するとしている。

また、上記第4の3及び4のとおり、譲渡先については譲渡対象事業の競争力維持及び分離独立性の維持等についても担保するとしている。

上記のことから、当事会社から提示された本件事業譲渡は適切なものであると評価した。

第6 結論

当事会社が申し出た本件事業譲渡を行うことを前提とすれば、本件行為により、当事会社が単独行動又は協調的行動により一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと判断した。